

〔本誌目〕
 ・東金税務署長
 着任挨拶(P1)
 ・インボイス制
 度のおさらい
 (P2～P3)
 ・行事予定(P4)

青色東金広報

発行日
 令和5年8月吉日
 発行者
 東金市南上宿2-8-16
 一般社団法人東金青色申告会
 会長 板倉 孝夫
 電話 0475-52-1284
 FAX 0475-55-5219

この度の人事異動により、東金税務署長を拝命した大澤由美子です。板倉会長をはじめ役員の皆様並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜っており、心より感謝申し上げます。

一般社団法人東金青色申告会の皆様方には、永年にわたり申告納税制度の根幹である「青色申告の普及・育成」に多大なる御尽力をいただいております。また、確定申告期間における「青色コーナー」への従事をはじめ、会員の方々に対する適正申告に向けた記帳指導、自宅等からのe-Taxの推進、キャッシュレスタ納付の普及など、多方面にわたる御支援と御協力をいただいていると伺っております。ご自身の事業等がある中、お力添えをいただき、誠にありがとうございます。

さて、多くの事業者の皆様に関係するインボイス制度が、いよいよ本年10月から開始されます。

事業者の皆様が滞りなく制度への準備・対応を進め、制度開始を円滑に迎えていただけるよう、適切な情報をお届けするとともに、丁寧な対応に心掛けた周知・広報に努めてまいります。

引き続きの御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

貴会には地域社会に根ざした青色申告会として、更に充実した幅広い会活動を展開され、健全かつ公益性のある活動を行っていただくようお願い申し上げます。

東金税務署といたしましては、貴会との信頼、協調関係を維持、推進するとともに、会活動に対しまして、できる限りの支援をさせていただきたく所存でありますので、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人東金青色申告会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝と事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



着任のご挨拶

東金税務署長 大澤 由美子

東金税務署には、多方面にわたり、青色申告会の活動を支援いただいております。

令和5年度も1年間よろしくお願いいたします。

審理指導担当 菅原 良太(新任)



第一統括官 瀬畑 義行(新任)



副署長 宮之元 博文(新任)



11月に各会場で《記帳点検相談会》を開催

今年も《記帳点検相談会》を下記の日程で行います。各種帳簿を持って会場へおいでください。記帳に関する相談もお受けしています。お気軽にどうぞ。

*開始時間9時30分～

- ・東金地区 11月1日(水)東金青色会館(16時まで)
- ・大網地区 11月27日(月)中央公民館(15時まで)
- ・白里地区 11月28日(火)いづみの里(16時まで)
- ・九十九里地区 11月24日(金)中央公民館(12時まで)
- ・成東地区 11月20日(月)山武市役所(12時まで)
- ・山武地区 11月17日(金)あららぎ館(12時まで)
- ・松尾地区 11月13日(月)松尾ITセンター(12時まで)
- ・蓮沼地区 11月14日(火)蓮沼出張所(12時まで)
- ・横芝地区 11月25日(土)横芝光町文化会館(15時まで)
- ・光地区 11月24日(金)横芝光町町会館(12時まで)

要望にお応えして追加で行います。

登録申請受付期限(9月30日)前に青会が行う《インボイス制度研修会》です。

まだ一度もインボイス制度についての話を聞いたことがない方、聞いたけどもっと理解を深めたい方、登録申請期限前に青会が行う最後のインボイス制度研修会です。遠慮なくご参加ください。(要:事前申込)

期日 9月6日(水)、7日(木)の2日間
 時間 午後1:30～
 場所 東金青色会館
 申込先 0475-52-1284

【見て!青色掲示板】会計ソフトお試し会のご案内!!

日時 8月28日(月)9:30~14:30
 複式簿記の仕組みから入力の方法まで、丁寧にわかりやすく説明します。安心してご参加ください。

《いよいよ令和5年10月1日から始まるインボイス制度》

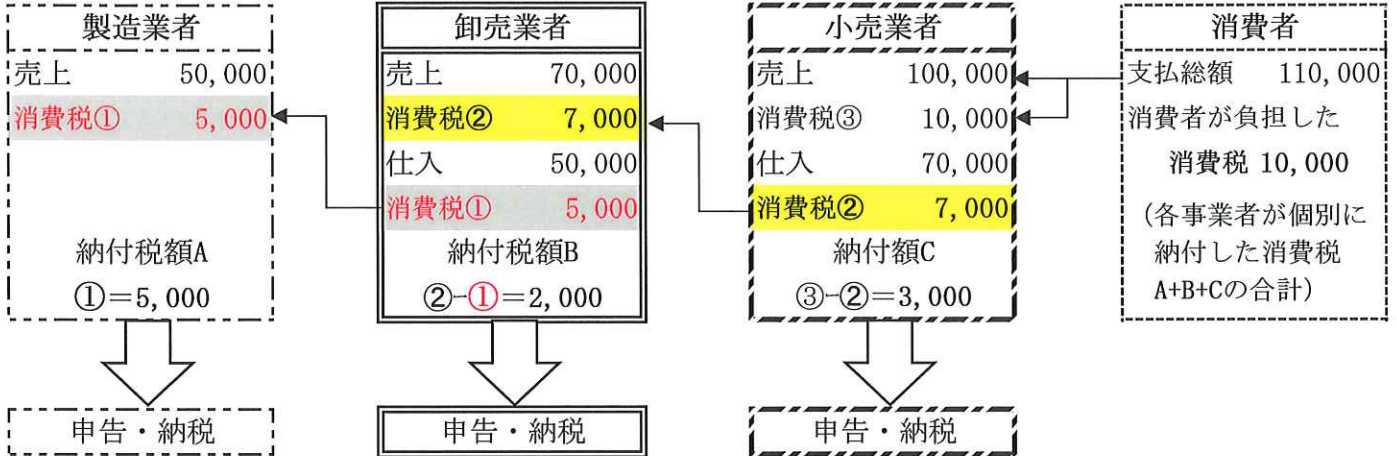
⇒みんなでおさらい！

①まず、消費税の基本的な仕組みを再確認しよう！

★消費税とは★

- ▲商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- ▲最終的に商品等を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

消費税の負担と納付の流れ（税率10%）



★課税事業者と免税事業者★

- ▲基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります。（「**課税事業者**」といいます。）
- ▲基準期間の課税売上が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告及び納付を行う必要はありません。（「**免税事業者**」といいます。）
- ※ 基準期間とは原則として、**個人事業者は前々年（2年前）**

★消費税には【一般（本則）課税】と【簡易課税⇒事前に届出書が必要】があります。★

- ▲消費税額の原則的な計算方法は一般（本則）課税です。**課税売上に係る消費税額から、課税仕入れに係る消費税額を差し引いて計算**します。
- ▲簡易課税は**課税売上に係る消費税額**だけを把握し、そこに**業種別のみなし仕入れ率を乗じた額を引き算**します。

②次にインボイス制度について再確認します！

★適格請求書（インボイス）とは★

- ▲インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるためのものです。」
- ▲具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータを言います。※請求書や納品書、領収書、レシート等その名称は問いません。

★適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは★

- ▲適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、複数税率（8%や10%）に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

<買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

③請求書を例に使って記入漏れがないか再確認しましょう！

★インボイス始めると今まで使っていた請求書等は使えない？⇒いいえ、そのまま使えます。
今使っている請求書が下記を満たしていれば、「登録番号は」ゴム印でも手書きでもOKです。

～ 請求書の対応例 ～

※ **下線部**は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円

※ 軽減税率対象

8%対象 15,000円	消費税1,200円
10%対象 3,000円	消費税 300円

★★インボイス制度の注意点★★・・・⇒これ大事だよ！

- 1) 適格請求書発行事業者にならないとインボイスを発行できない。
- 2) 適格請求書 (いわゆるインボイス) 等の保存が無ければ、一般課税 (本則課税) を行っている人は仕入税額控除が出来ない。
- 3) 令和5年10月1日から登録を受けるためには、令和5年9月30日までに登録申請手続きを行うこと。
- 4) 令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になると、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの 消費税の申告書を作り、消費税を納めなければならない。
- 5) インボイス (適格請求書) 発行事業者になると、課税売上が1,000万円以下になっても消費税の申告書を作り、消費税を納めなくてはならない。

④上記のことを踏まえて10月1日から消費税の課税事業者になった人はどうする？

自分が買手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易課税なら、仕入先又は経費支払先からインボイスは貰わなくてもよい。 ・ 一般 (本則) 課税なら、仕入先又は経費支払先からインボイスを貰わないと仕入税額控除ができない。
自分が売手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相手が免税事業者か簡易課税なら、あなたはインボイスを発行しなくても大丈夫。 ・ 相手が一般 (本則) 課税なら、あなたはインボイスを発行しないと相手は仕入税額控除ができない。

★★一般 (本則) 課税の人にやっていただきたいこと★★

- 1) 10月1日からの購入品について、インボイス有と無で集計を分けてください。また、領収書 (レシート) 等も分けて保存しましょう。
- 2) 会計ソフトを使っている人は、10月1日以降入力の際は注意しましょう。
ブルーリターンの人 = 10/1以降に入力する際インボイス有・無にチェックを入れます。
弥生の人 = 「導入」⇒「消費税設定」⇒「課税期間開始日設定」⇒「登録日」に変更となる日付を入力します。
ソリマチの人 = インボイス制度に対応した「バージョン12」をインストールしましょう。

消費税に関する大切なお知らせ。

令和5年4月にインボイス制度に関する改正がありました。同封していますチラシ「押さえておきたい4つのポイント」には、改正内容がわかりやすく掲載されていますので、ぜひお目通しください。

東金青色申告会9月・10月・11月12月事業計画

年	月	事業内容	年	月	事業内容
5	9	インボイス制度研修会	5	11	各支部ごとに記帳相談会
		〃			11/1～11/28
		受託指導(説明会方式)			11月7日
		受託指導(会計ソフト方式)			11月9日
		理事・事務長合同会議			11月10日
		パソコン会計勉強会			11/11～11/17
		青年部主催パソコン会計勉強会(夜間)			11月16日
					11月21日
	10	受託指導(説明会方式)		12	税理士による勉強会
		受託指導(会計ソフト方式)			12月1日
		パソコン会計勉強会			12/4～12/15
		青年部主催パソコン会計勉強会(夜間)			12/29～1/3

【見て！見て！青色掲示板】

会計ソフト(ソリマチ、弥生、フルーリターン)をお使いの方へ!!今年もやります個別相談会。

令和5年分の申告がスムーズに終わるように、申告に向けた確認・相談会を開きます。

- ・日時 **12月4日(月)～15日(金)土日除く**(別途ハガキ案内有)
- ・会場 東金青色会館

【見て！見て！青色掲示板】

青年部員

募集中!

主な活動は、月に一度の会計ソフト勉強会や、県内各青色申告会青年部との連携・交流など毎年新しい活動に挑戦しています。

様々な業種のメンバーと幅広く付き合っていく中でビジネスチャンスが広がります

★まずは事務局までお気軽にご連絡ください★



『孝夫のつぶやき』

朝のあいさつ第一声は、「今日もあちーな」です。みなさんは体調崩したりしてませんか。私？年中元氣です。えー体調管理に気を付けている証拠ですよ。もちろん、薬を飲みながらね！

まだ、コロナの脅威はあるものの、青会の活動もコロナ前に戻りつつあります。一度には無理かもしれないけど、徐々に戻せたらうれしいなです。会員さんもコロナ前の人数に戻せたら・・・なんて、夢見たりします。(現実には厳しいんだけど、夢はでっかく持ちたいな。)

いつも私と一緒につぶやいてくれる相棒のゴジラ君、今回は夏休みです。その代わり、夏の風物詩「花火」にしてみました。え、ゴジラ君の方がいい！似合ってる！うれいねえ!!

このあたりでも夏祭りが復活して、あちこちの花火大会の情報が届いています。私の住んでいる地域では、秋祭りやるんで準備が進んでいます。でも、いろいろとやることがあつて大変だよ。子供たちの喜ぶ笑顔を楽しむに作業頑張るけど。みんな、地域の行事に参加してよね。

さて、夏祭りが終われば、記帳相談、年末調整、決算・申告のことが頭にチラつき始めます。「青会に入ってたよ良かった！」と会員の皆さんに思っていただけのように、今年も役員一同頑張ります。